

議員発案第6号

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第40号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年11月30日提出

由利本荘市議会議長 三浦秀雄様

提出者 由利本荘市議会議員 伊藤順男

賛成者 同 上 渡部 功

同 上 伊藤岩夫

同 上 今野英元

同 上 佐々木 隆一

提案理由

期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例（案）

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第40条）の一部を次のように改正する。

第1条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。